消費者の部屋通信

（平成２３年２月号）

目　次

☆　特別展示のご紹介 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
☆　1月の消費者相談状況（速報） ・・・・・・・・・　3
☆　相談事例（1月分） ・・・・・・・・・・・・・・・・　5
☆　地方の「消費者の部屋」だより ・・・・・・・・・　7

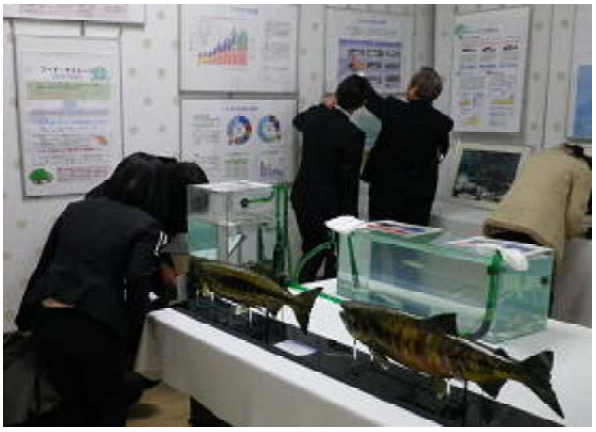

↑　さけ・ますの展示(1/17～21)

↓　農業・農村の６次産業化の展示(1/24～28)

↓　Goho-woodの展示(1/31～2/4)

農林水産省

「消費者の部屋では」

消費者の皆さまとコミュニケーションを深めるために、農林水産本省の北別館1階に設けられ、農林水産行政や食生活などについての情報提供などを行っています。また、特別展示では、これまで延べ190万人を超える方々にご来室いただいております。

これからもわかりやすい情報の提供・相談に努めて参りますので、どうぞお気軽にご利用ください。

☆ 特別展示のご紹介

● 特別展示の開催状況

日　程	テーマ	入場者数
１月17日～１月21日	サケは海からの贈り物 －サケは、なぜたくさん帰ってくるのか？－	1,593人
１月24日～１月28日	地域が進める農業・農村の６次産業化 ～地域と普及指導員が拓く、農業の新展開～	887人
１月31日～２月４日	選んで、使って Goho-wood	576人

◆　テーマ「サケは海からの贈り物－サケは、なぜたくさん帰ってくるのか？－」◆◆

さけ・ますの人工ふ化放流について理解を深めていただくため、様々なパネル展示や生まれる直前のサケ卵の展示、鮭料理の試食など多面的に紹介しました。

↑サケに関するパネル、水槽、地域特産品などを展示しました。

↑サケとばの試食も行いました。

↑セミナーを開催し、サケの生態などの説明と参加者からの質問にお答えました。

◆　テーマ「地域が進める農業・農村の６次産業化
～地域と普及指導員が拓く、農業の新展開～」◆

全国各地で普及指導員の支援を受けて６次産業化を達成した事例について、パネル・成果品の展示等により紹介しました。

↑普及指導員に関する説明パネル

↑地元産の農産物を使った加工品やお菓子などを展示しました。

◆　テーマ「選んで、使って Goho-wood」◆

我が国の違法伐採対策について説明したパネルの展示や合法性等の証明された木材・木材製品を展示しました。

↑合法木材の説明パネル

↑木工教室を開催しました

● 今後の特別展示（予定）

日　程	テーマ
２月７日～２月10日	おいしいだけじゃないよ　チョコレート・ココア
２月14日～２月18日	ごぞんじですか食品新素材～来て、見て、知って食品新素材～
２月21日～２月25日	ふれあい牧場の週
２月28日～３月４日	－地産地消－　江戸前の魚介藻類を食べよう！パート２

☆　１月の消費者相談状況（速報）

～電話やメールでご相談を受け付けています～

１月の相談件数は、５４０件（前月４８５件）でした。このうち、問合せは４２８件、要望・意見は５９件、その他は５３件となりました。

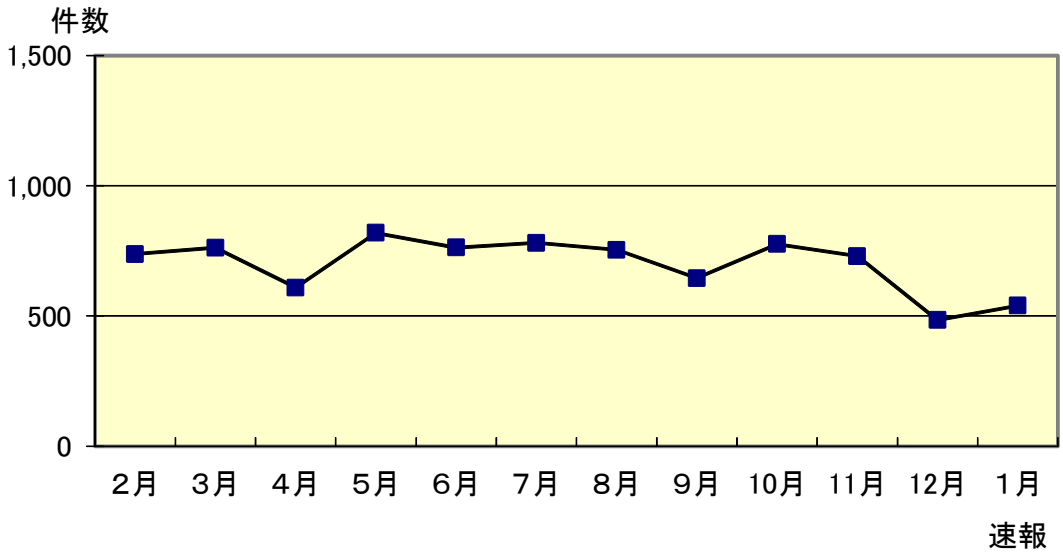

図１　月別相談件数の推移

〔品目別相談件数〕

（件）

	12月	1月	差
農政	75	71	−4
穀類及びその加工品	61	61	0
青果物及びその加工品	70	56	−14
生き物	13	53	40
水産物及びその加工品	30	49	19
畜産物及びその加工品	35	42	7
特定の商品をあげないもの	31	38	7
豆類、いも類及びその加工品	17	17	0
農薬・肥飼料等・医薬品	20	14	−6
その他	133	139	6
合計	485	540	55

表１　品目別相談件数

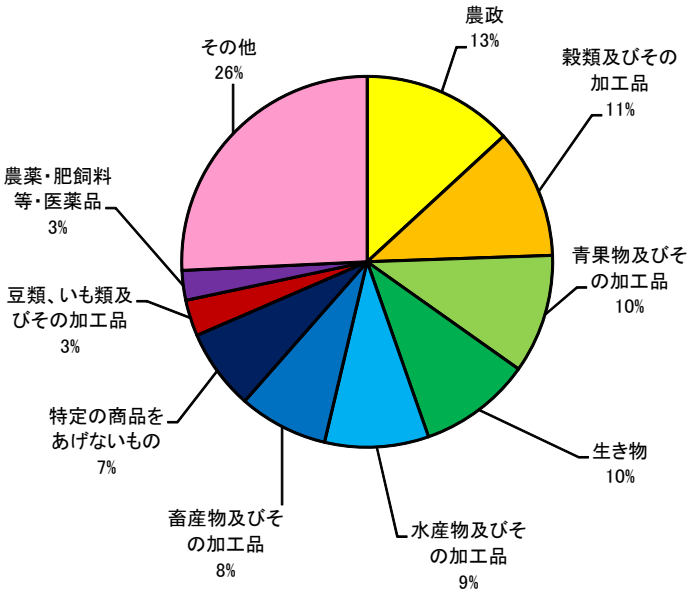

図２　品目別相談比率

〔内容別相談件数〕

（件）

	12月	1月	差
表　　示	102	123	21
安全・衛生	69	102	33
制度・基準	68	63	−5
資料請求・照会	53	58	5
生産・流通・消費	22	38	16
品質・規格	35	31	−4
商品知識	36	21	−15
そ の 他	100	104	4
合　　計	485	540	55

表２　内容別相談件数

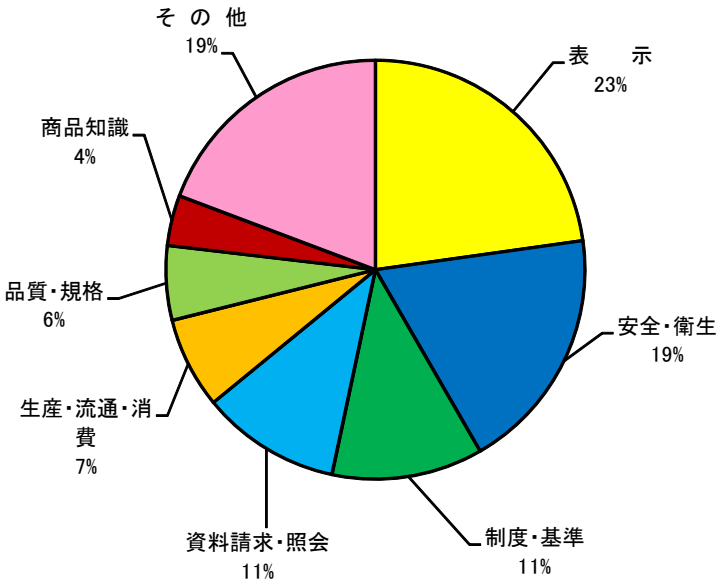

図３　内容別相談比率

〔相談者別件数〕

（件）

	12月	1月	差
一般消費者・消費者団体	224	281	57
消費生活センター等	59	61	2
企業関係者及びその団体	63	53	−10
マスコミ関係者	24	20	−4
農林水産業及びその団体	32	18	−14
公務員	17	15	−2
高校・大学その他の学生	9	14	5
不明・その他	57	78	21
合計	485	540	55

表３　相談者別相談件数

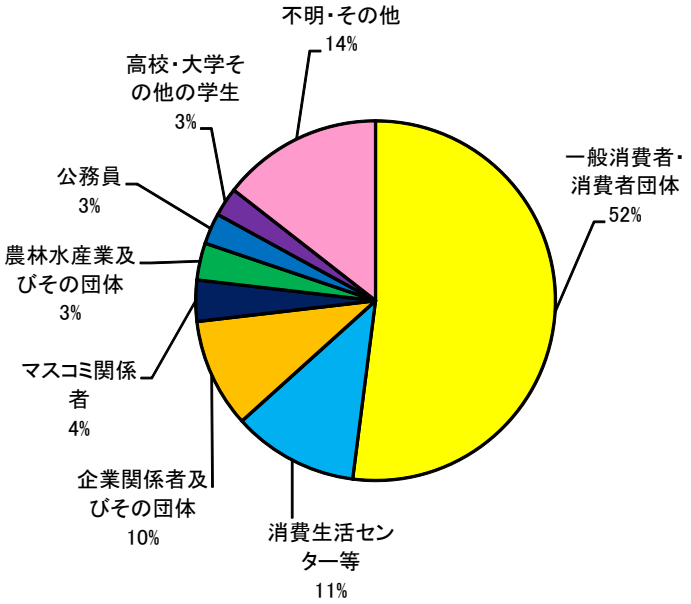

図４　相談者別比率

◆　主な要望・意見

＊　農家への補助を一律ではなく、差別化を図り生き残れる農業（政策）を推進すべきである。

＊　鳥インフルエンザが伝染病だからといって、全てを殺処分しなくても良いのでないか。

〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

１月の子ども相談件数は、前月より５件増加し、１２件となりました。

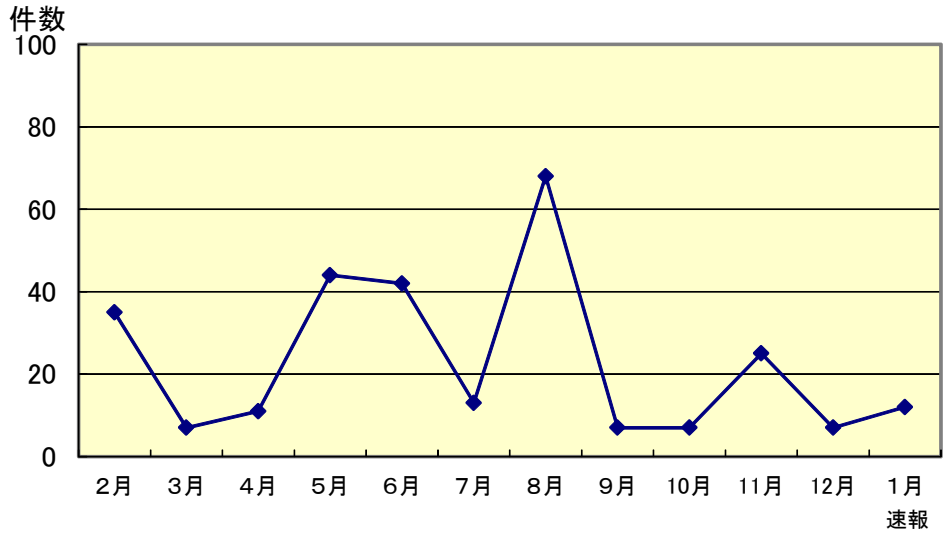

図５　子ども相談件数の推移

◆　主な子ども相談
＊　お米のヒノヒカリの名前の由来を教えてほしい。
＊　お米の品種改良はどのように行うのですか。

☆　相談事例（１月分）

Ｑ１　チュロスについて教えてください。

Ａ：チュロス（churros）はスペイン発祥のドーナツで、チューロ（churro）ともいわれます。スペインでは、朝食に、チョコレートを溶かし柔らかくしたチョコラーテ（chocolate）に、生クリーム、砂糖を入れたものを飲みながらいただくそうです。

チュロスの作り方は、熱湯に小麦粉入れ、さらに卵、砂糖、オリーブ油、ベーキングパウダーなどを加え緩い生地を作ります。そしてこれを星形の金口から、熱した揚油の中に絞り出して揚げます。国によりレシピがあり、メキシコでは材料にトウモロコシ粉を入れますし、米国では砂糖をまぶして食べます。

（参考資料：「世界食べもの起源事典」東京堂出版、「食材図典Ⅱ」小学館）

Ｑ２　採卵鶏の飼養羽数の多い県を教えてください。

Ａ：平成２１年２月１日時点で、茨城県１０，７９２千羽、千葉県９，６８５千羽、愛知県７，４５７千羽、鹿児島県７，２１８千羽、広島県６，６６１千羽の順になります（成鶏６カ月以上）。

（参考資料：農林水産統計）

Ｑ３　たくあん漬けの漬け方には色々あるのですか。

Ａ：たくあん（沢庵）漬けはダイコンを塩と米ぬかで漬けた、日本を代表する漬け物で、その漬け方には、干し法と塩押し法があります。

干し法は、従来からの方法で、洗ったダイコンをよく干し（乾燥させ）て、漬け桶に食塩と米ぬかを混ぜたぬか床を混ぜながら隙間なく並べ、押し蓋をし重石をのせて漬け込みます。

塩押し法は、塩漬けすることにより水分を除きます。洗ったダイコンを桶に密に並べて塩をふり、重石をのせて何日か漬け込みます（下漬け）。次に、下漬けで出てきた漬液を捨て、さらに塩を加えて漬け込みます（中漬け）。10 日以上中漬けした後、出てきた漬液を捨て、ダイコンとぬか床交互に混ぜながら並べ、押し蓋をし重石をのせて漬け込みます（本漬け）。

ダイコンの漬け物には、たくあん漬けのほかに、みそ漬けやべったら漬け、かす漬けなどがありますが、これらは塩押し法の本漬けをする際に、みそや酒かすなどを加えて漬け込みます。

（参考資料：「まるごと楽しむダイコン百科」農文協）

Ｑ４　世界のお米の生産量を教えてください。

Ａ：お米（もみ）の生産量は、２００９年のＦＡＯの統計では、世界で６７，８６９万トンで、中国、インド、インドネシアの３カ国で約６割となります。主な生産量は中国：１９，７２６万トン、インド：１３，１２７万トン、インドネシア：６，４４０万トンです（平成２２年９月２日時点）。

（参考資料：ＦＡＯ「ＦＡＯＳＴＡＴ」）

お詫びと訂正：

１月号の「相談事例」、「Ｑ２　みそとしょうゆの最近の生産量」の記述の２行目に誤りがありましたので訂正いたします。申し訳ございませんでした。

誤：全国のみその生産量４４５，７３８トン→正：４５５，７３８トン

☆地方の「消費者の部屋」だより

近畿農政局 消費者の部屋

近畿農政局は、地下鉄烏丸線丸太町駅から徒歩10分、京都御所の西方、京都府庁の西隣にあります。

【消費者の部屋】
近畿農政局では、消費者の皆さんからのお問い合わせにお応えするとともに、庁舎1階正面玄関での展示のほか、局内の消費者の部屋に加え、京都市中京区役所や、京都中央郵便局において、パネルや資料の配付等により食料・農業・農村に関する様々な情報を提供しています。

【鹿って食べていいの？～夏休み子ども消費者の部屋】
昨年7月28日～29日、小学生と保護者を対象に、いのちを育んでいる農林業について学んでいただくことを目的に、庁舎内で「夏休みこども消費者の部屋」を開催しました。今回は特に宮崎県での口蹄疫撲滅になぜ多くの牛や豚の殺処分が必要だったのかや、鳥獣害や駆除した鹿などの食用利用の状況等を紙芝居を用いて、わかりやすく解説し、あわせて庁舎内の食堂では期間限定で「鹿肉カレー」を販売しました。また、来場者はもみすり・精米や、果物の糖度測定等も体験しました。
2日間で延べ254名のご来場を頂きました。

近畿農政局　消費・安全部　消費生活課
〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町
TEL:075-451-9161 FAX：075-417-2149

栃木農政事務所 消費者コーナー

栃木農政事務所は、東武宇都宮駅から歩いて５分程の場所に位置し、玄関ホールに「消費者コーナー」を設けて皆様のご来訪をお待ちしております。

当事務所の「消費者コーナー」は、玄関ホール正面の展示スペースと、ホールの右側の相談スペースで構成されています。
展示スペースには、食事バランスガイドのパネルやフードモデルの展示のほか、食の安全に関する各種パンフレットや、米粉レシピ等を常置して、初めて訪れた方にも利用しやすい環境を心掛けてます。

消費者コーナー（展示スペース）

移動消費者の部屋（栃木県婦人会館）

「移動消費者の部屋」は、各種イベントへの出展以外に、栃木県庁と宇都宮市役所を結ぶシンボルロード（中央通り）沿いに位置する、「栃木県婦人会館」の玄関ロビーに常時開設し、常に消費者の皆様の目に留まりやすい場所での情報発信に努めています。

栃木農政事務所　消費・安全部　消費生活課
〒320-0806 宇都宮市中央2丁目1番16号 TEL:028-633-3114　FAX：028-633-4073

◆　農林水産省への訪問を受付けています　◆

農林水産省本省「消費者の部屋」では、主に小・中学生を対象としたグループ学習による訪問を受付けています。
総合学習や調べ学習などでご活用ください。

１　申込み
直接、消費者の部屋へ電話（０３－３５９１－６５２９）で申し込んでください。
学校名、日程・時間、訪問生徒の学年・人数・名前、電話番号、FAX番号等が必要です。
なお、消費者の部屋の都合により、訪問の受付をお断りする場合があります。

２　受付時間
土・日及び祝・祭日を除く１０時～１２時と１３時～１７時
この中のご希望の時間、１時間程度につき、消費者の部屋スタッフが対応いたします。

３　通常のメニュー例
（１）農林水産省の説明もしくは質問に対する回答：３０分
（２）特別展示見学：３０分
所要時間は合計約１時間です。

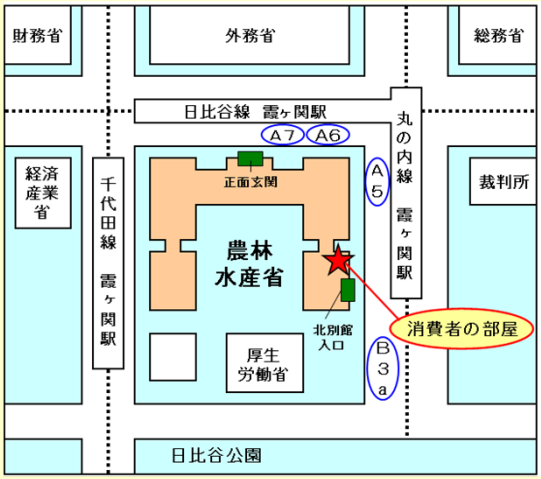

４　実施場所
農林水産省　北別館１階　「消費者の部屋」
（電話：０３－３５９１－６５２９）
東京都千代田区霞が関１－２－１
地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線
「霞ヶ関」駅下車　B3a出口すぐ

５　対象及び受入人数
小・中学生
１組につき１０名まで（１０名を超える場合は、ご相談ください。）

６　申込みの受付
電話でのお申込み後、確認のための受付票と地図等をＦＡＸで送付いたします。

＊　特別展示では、週替わりで身近な食料や農林水産業に関するテーマを取り上げた展示を行っています。スケジュール等、詳しい内容は、ホームページをご覧下さい。
http://www.maff.go.jp/j/heya/tenzi/index.html

農林水産省本省　「消費者の部屋」
〒100－8950　東京都千代田区霞が関1－2－1
電話　03－3591－6529

☆　消費者の部屋ホームページをご覧ください！

＊　消費者の部屋のトップページ　http://www.maff.go.jp/j/heya/　から、さまざまな情報がご覧いただけます。ぜひアクセスしてみてください。

◇消費者相談

過去の主な相談事例を掲載しています。

◇特別展示の様子

特別展示の様子の詳細について、パネルの内容や展示物の写真など、展示の一部を詳しく掲載し、東京霞が関まで足を運べなかった方々にも展示情報をお届けします。

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと、通行証無しで入室できます。皆様のお越しをお待ちしています。

平成２３年２月発行

編集・発行　　農林水産省 消費・安全局
消費者情報官「消費者の部屋」

担当；船田、古本、渡辺、松川
TEL　０３－３５９１－６５２９（直通）
FAX　０３－５５１２－７６５１